

火災予防条例の一部改正に係る Q&A

(大規模屋外イベント関係)



Q1 なぜこのような規定を設けるのですか。

A1 条例の改正は、平成25年8月に京都府福知山市で発生した花火大会火災の教訓を踏まえて行うものです。

Q2 指定催しの対象となる催しの規模の1つとして、1日当たり10万人以上の人出が予想される催しとありますが、予想の根拠は何ですか。

A2 主催者による1日の最大人出予想で判断します。



Q3 指定催しの要件に、「1日当たり10万人以上の人出が予想される催し」および「露店等の出店数が100店舗以上の催し」に準ずる催しとして消防長が認めるものとありますが、「準ずる催し」とはどのような催しですか。

A3 指定する催しは、多数の露店等が出店し、その周囲において雑踏が発生することにより、火災が発生した際に初期消火、避難の困難性など人命に著しい被害を与える危険性があるものです。例えば、1日当たりの人出予想が9万8千人の場合、または出店する露店数が80の場合であっても、会場が狭く催しが開催された際に会場内に雑踏が生じることとなれば、火災が発生した際に人命に著しい被害を与える可能性が大きいと判断されますので、このような場合は指定催しとして指定します。

Q4 指定催しで選任する「防火担当者」は、誰でもよいですか。

A4 防火担当者の資格について特に定めはありませんが、指定催しの関係者に対して火災予防上必要な業務に関し必要な指示を行うことができる露店統括管理者などの管理的又は監督的な立場の方を選任してください。

Q5 「火災予防上必要な業務に関する計画」は、催し開催の14日前までに消防署長に提出しなければならないのはなぜですか。

A5 この提出期限は、消防署長が催しの概要を把握するとともに、当該計画を事前に確認し、必要に応じて当該計画の是正を求める必要があるため、これらの事務処理期間を考慮したものです。

Q6 「火災予防上必要な業務に関する計画」を消防署長に提出しなかった者に罰則を設けたのはなぜですか。

A6 「火災予防上必要な業務に関する計画」は、主催者による火災予防の基礎となりますので、指定催しの防火管理の実効性を担保するため、計画提出の義務違反に対し、罰則を設けるものです。